

平成22年度

事業計画

財団法人 日本船員福利雇用促進センター

## 平成22年度事業計画

### 1 船員雇用促進事業

#### (1) 船員の雇用促進に関する事業

##### 外航基幹職員養成事業

喫緊の課題である外航日本人船員の確保・育成のため、労使等関係者と連携し、新たに外航商船での実務経験を通じて、即戦力として活躍できる船員(海技者)としてのキャリア形成を図ることを目的として、引き続き外航日本人船員(海技者)確保・育成事業を実施する。

訓練内容は次のとおりである。

##### イ 第1期生(航海科2名)

平成19年10月に11名が入所したが、これまでに外航船社に就職すること等により航海科7名及び機関科2名が退所した。

他の2名は、20年10月から当センターが雇用して、外航船社が運航している商船に船舶職員として乗船させ、実務経験を通じ、即戦力として活躍できる船員(海技者)としてのキャリア形成を図っているが、22年度においても、引き続き同キャリア形成を図っていく。

##### ロ 第2期生(航海科12名、機関科2名)

20年10月に17名が入所したが、これまでに外航船社に就職することにより航海科3名が退所した。

他の14名は、21年10月から当センターが雇用して、外航船社が運航している商船に船舶職員として乗船させ、実務経験を通じ、即戦力として活躍できる船員(海技者)としてのキャリア形成を図っているが、22年度においても、引き続き同キャリア形成を図っていく。

## 八 第3期生（航海科14名、機関科2名）

21年10月に17名が入所、(独)海技教育機構海技大学校(以下「海技大学校」という。)での前期座学を修了した。

前期座学修了後、外航船社に就職することにより航海科1名が退所した。

他の16名は、21年12月から外航船社での乗船訓練を開始、22年7月から海技大学校での後期座学に入る。

22年10月からは考課を経て、これらの者を当センターが雇用し、外航船社が運航している商船に船舶職員として乗船させ、実務経験を通じ、即戦力として活躍できる船員(海技者)としてのキャリア形成を図っていく。

## 二 第4期生

募集予定20名で研修生を募集し、22年10月から所定の訓練を開始する。

離職船員の登録及び就職あっせん

離職船員を登録し、船員への就職あっせんを行う。

船員計画雇用促進支援事業

内航船員の高齢化の進展による船員不足等に対応し、次世代を担う船員の確保育成を支援するため、新たに船員になろうとする者を計画的に確保育成するために船員を試行雇用する船舶運航事業者等に対し、船員教育機関卒業者を試行雇用する場合にあっては、一人当たり月額4万円を最大6か月助成する。(75名)

特に、退職自衛官、女子船員(甲板部、機関部又は無線部の職員又は部員)及び船員教育機関卒業者以外の者の特定対象者を試行雇用す

る場合にあつては、一人当たり月額6万円を最大6か月助成する。

(75名)

(なお、人数は当初の予定であり、実施状況により、人数の変更を行うことがある。)

## (2) 船員の技能訓練に関する事業

船員の技能向上及び資格取得を促進するため、以下の技能訓練を実施する。

訓練実施計画は、別紙のとおりである。

### 船舶職員養成訓練

離職船員及び雇用船員を対象として、船員に必要な知識・技能の習得及び向上のため、海技資格取得(3~5級)のための研修を実施する。

(560名)

また、内航海運における船橋航海当直者確保のニーズに対応し、引き続き6級海技士(航海)資格取得研修(受験コース)を実施する。

(150名)

### タンカー研修

離職船員及び雇用船員を対象として、タンカーへの乗組みに必要な知識・技能の習得及び向上のための研修を実施する。(90名)

### 無線関係講習

離職船員及び雇用船員を対象として、海上無線通信士研修、海上特殊無線技士研修及び船舶局無線従事者証明訓練を実施する。(470名)

### 免許講習

雇用船員を対象として、海技士(航海・機関)の免許取得に必要な

STCW条約適応訓練を実施する。(380名)

船員能力開発訓練

離職船員を対象として、再就職の促進のための能力開発訓練として、認定航海当直部員養成訓練を実施する。(60名)

(3) 船舶所有者が行う雇用安定措置の助成に関する事業

雇用船員の雇用の維持及び安定を図るため、雇用船員に当センターが行う訓練を受講させた船舶所有者に対し、技能訓練移動助成金を支給する。(589名)

(4) 船員雇用促進事業を支援する事業

国の船員職業安定業務窓口及び民間の無料船員職業紹介所の持つ船員求人情報をホームページに掲載し、インターネット及び携帯電話で閲覧できるシステム「船員求人情報ネット」を運用する。

## 2 国際事業

(1) 開発途上国船員養成事業

ODA事業の一環として、フィリピン等の船員教育機関の修了生に対し、海技大学校、(独)航海訓練所(以下「航海訓練所」という。)練習船及び外航邦船社の船舶において14か月間の研修を実施する。

また、新たに、フィリピン等の船員教育者に対し、海技大学校及び航海訓練所練習船において船員教育へ応用できる知識・技能の習得のための研修(3か月)を実施する。

第20期生

21年10月に34名(フィリピン20名、インドネシア6名、バングラデシ

ユ6名及びベトナム2名)が入国し、21年度は海技大学校での研修及び航海訓練所練習船での乗船基礎研修を終え、現在、船社の船舶で商船乗船研修を受けているが、22年度においても、引き続き同商船乗船研修を実施する。

#### 第21期生

22年3月中に、インドネシア及びバングラデシュに赴き、12名(インドネシア6名及びバングラデシュ6名)の研修生受入れについて契約調印を行った。これらの研修生は22年10月に来日し、海技大学校での導入研修を皮切りに所定の研修を実施する。

#### 第1期生(船員教育者)

22年6月中に、フィリピン、インドネシア、ベトナム及び中国に赴き、5名(フィリピン2名、インドネシア1名、ベトナム1名及び中国1名)の研修生受入れについて契約調印を行う。

これらの研修生は22年12月に来日し、海技大学校での導入研修を皮切りに所定の研修を実施する。

## (2) 外国人船員技能講習事業

国際船舶に乗船する外国人船員に対する船舶料理士、船舶職員承認証、無線関係及び衛生管理者の資格付与のニーズに対応し、国際船舶制度の推進に貢献することを目的として、当センターにおいて一元的にこれら資格取得に関する業務を実施する。

また、承認船員制度に新たに民間による審査スキームが追加されたことに伴い、審査管理者として船舶職員知識・能力審査を実施する。

#### 船舶料理士試験

フィリピンにおいて、船舶料理士試験を実施する。(3回90名)

#### 無線講習

フィリピン、インド及びブルガリアにおいて、第1級海上特殊無線技士講習、第3級海上無線通信士講習及び船舶局無線従事者証明訓練並びに3級海技士(電子通信)を取得するための免許講習を実施する。

(1海特7回170名、3海通7回470名、船舶局証明7回470名、免許講習7回570名)

#### 修了試験の監査

フィリピン、インド及びブルガリアにおいて、国内海事法令講習機関が実施する修了試験の監査業務を実施する。(7回1,240名)

#### 衛生管理者講習

フィリピン、インド及びブルガリアにおいて、衛生管理者講習を実施する。(7回320名)

#### 船舶職員知識・能力審査

フィリピンにおいて、船舶職員知識・能力審査を実施する。

(2回320名)

### 3 収益事業

#### 横浜船員サービスセンター跡施設の賃貸

当該跡施設については、テナント3者に賃貸しており、今後も当該施設を良好に維持しつつ、賃貸を継続し、収益事業として実施していくこととする。

## 訓練課程及び訓練内容

### 船舶職員養成訓練

訓練課程	受講対象	訓練期間	訓練内容
3級海技士研修	雇用、離職	3月	3級海技士試験受験のための研修
4～5級海技士研修	雇用、離職	2月	4～5級海技士試験受験のための研修
6級海技士研修 (航海)	雇用、離職	10日間	6級海技士試験受験のための研修

### タンカー研修

訓練課程	受講対象	訓練期間	訓練内容
タンカー研修	雇用、離職	5日間	海上災害防止センターの標準コースを受講

### 無線関係講習

訓練課程	受講対象	訓練期間	訓練内容
第3級海上無線通信士研修	雇用	2週間	第3級海上無線通信士の資格を取得するための講習

第4級海上無線通信士研修	雇用	2週間	第4級海上無線通信士の資格を取得するための講習
船舶局無線従事者証明訓練	雇用、離職	3日間	海技士(電子通信)の受験に必要な資格を取得するための講習
第1級海上特殊無線技士研修	雇用、離職	1週間	国際航海2年以上の経歴を有する航海士、機関士を対象に第1級海上特殊無線技士の資格を取得するための講習(一部経歴のない部員等も可)
第2級海上特殊無線技士研修	雇用	3日間	第2級海上特殊無線技士の資格を取得するための講習(経歴制限なし)

免許講習 (STCW 条約適応訓練)

訓練課程	受講対象	訓練期間	訓練内容
上級航海英語講習	雇用	11日間	3級海技士(航海)の免許を受けるとき、受講していることを義務付けられている講習
上級機関英語講習	雇用	9日間	3級海技士(機関)の免許を受けるとき、受講していることを義務付けられている講習
救命、消火、航海及び機関英語、レーダー観測者、レーダー ARPA シュミレータ講習	雇用	10日間 (全受講)	3～6級海技士(航海・機関)の免許を受けるとき、各々の資格ごとに受講していることを義務付けられている講習

船員能力開発訓練

訓練課程	受講対象	訓練期間	訓練内容
認定航海当直部員 養成訓練	離職	1週間	認定航海当直部員の資格を取得するための訓練